

女子差別撤廃条約実施状況報告の国連への提出について

内閣府男女共同参画局

外務省総合外交政策局

- 我が国は、女子差別撤廃条約の締約国として、同条約の実施のためにとった措置について、国連の下に置かれた女子差別撤廃委員会に定期的に報告し、その審査を受けている。
- 今般、男女共同参画会議監視専門調査会での議論等も踏まえ、標記報告をとりまとめ、9月5日に国連へ提出。
- 本報告は、前回報告作成時点の2006（平成18）年7月から2013（平成25）年12月までの約7年6か月の我が国における女子差別撤廃条約の実施に関する進展（第3次男女共同参画基本計画の策定、「女性の活躍推進」、「女性に対する暴力への取組」、「防災・復興における対応」等）を報告したもの。